

徳島県告示第四百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
株式会社ＪＴＢ	東京都品川区東品川二丁目三番一 号	徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業 支援金の支出事務	令和七年四 月七日	令和七年四 月七日